○やまと広域環境衛生事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (平成23年3月1日条例第12号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 (懲戒の手続)
- 第2条 戒告、減給、停職及び懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面 を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額 を給与から減じるものとする。

(停職の効果)

- 第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。
- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。 (委任)
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成24年条例第6号)
- この条例は、公布の日から施行する。